

伊方発電所 1 号炉
廃止措置実施方針

令和 6 年 7 月

四国電力株式会社

一～十五

令和5年2月7日に認可を受けた廃止措置計画変更認可申請書のとおり。また、廃止措置実施方針と廃止措置計画の記載事項の対応については、別紙1のとおり。

十六 廃止措置実施方針の変更の記録

1号炉における廃止措置実施方針の変更の記録を第16.1表に示す。

第16.1表 廃止措置実施方針変更記録（1 / 2）

No.	年月日	変更内容	理由
0	2018.12.18	新規作成	—
1	2019.7.5	認可を受けた廃止措置計画認可申請書の軽微な変更	令和元年6月26日付けで代表者が交代し、廃止措置計画変更届出をしたため
2	2020.4.1	記載項目名称の変更	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正により記載項目が変更になったため
3	2020.10.7	認可を受けた廃止措置計画変更認可申請書の活用	平成30年10月10日付けで申請をした廃止措置計画変更認可申請書の認可を受けたため
4	2023.2.9	認可を受けた廃止措置計画変更認可申請書の活用	令和4年2月15日付けで申請をした廃止措置計画変更認可申請書の認可を受けたため
5	2023.12.8	変更を要する事項はなし	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十五条の四に基づく廃止措置実施方針の見直しによる確認

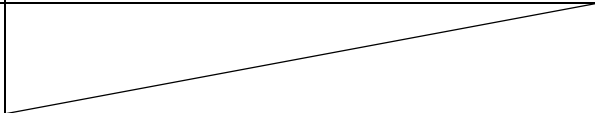
第 16.1 表 廃止措置実施方針変更記録 (2 / 2)

No.	年月日	変更内容	理由
6	2024. 4. 1	廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法の変更	原子力発電施設解体引当金制度の廃止に伴う見直し
7	2024. 7. 10	認可を受けた廃止措置計画認可申請書の軽微な変更	令和6年6月26日付けで代表者が交代し、廃止措置計画変更届出をしたため

別紙 1

廃止措置実施方針と廃止措置計画の記載事項の対応

廃止措置実施方針	廃止措置計画
一 氏名又は名称及び住所	一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地	二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称	三 発電用原子炉の名称
四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地	四 廃止措置対象施設及びその敷地 添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し	八 核燃料物質の管理及び譲渡し
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去	九 核燃料物質による汚染の除去 添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理	添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

<p>十一 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</p>	<p>六 性能維持施設 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間 添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p>
<p>十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法</p>	<p>－ (廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法は、別紙2のとおり。)</p>
<p>十三 廃止措置の実施体制</p>	<p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書</p>
<p>十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p>	<p>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p>
<p>十五 廃止措置の工程</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p>
<p>十六 廃止措置実施方針の変更の記録</p>	

別紙 2

十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1. 廃止措置に要する費用

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という）が、廃炉推進業務に必要な費用を当社の廃止措置に要する費用を含めて算定する。

なお、原子力発電施設解体引当金制度（令和6年4月1日に廃止）に基づいて当社が算定していた原子力発電施設解体に要する費用の総見積額は、令和5年度末時点において、伊方発電所1号炉で約396億円である。

2. 資金調達計画

廃止措置に要する費用に相当する額が、各年度、機構から当社に支払われる。

なお、当社は機構の廃炉推進業務に必要な費用に相当する額を、各年度、機構に対して廃炉拠出金として納付する。